

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎77515123

☎77618872

一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

おおむ次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母または養育者(所得制限あり)①身体障害者手帳1～3級・4級の一部の障害、または重度の内科的疾患がある②療育手帳の判定がA・A・Bである③精神障害などで①②と同程度である 【支給月額】
 重度/5万2,500円、中度/3万4,970円 ※申請は平日だけです。詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。

児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ☎775166819

☎77415342

児童扶養手当

父または母と生計を別にしていて児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。 ☎おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの

児童(一定の障害がある児童の場合)は20歳未満まで)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者(所得制限など一定の要件あり)①父母が離婚した②父または母が死亡した③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄されている⑤父または母が裁判所からドメスティックバイオレンス(DV)保護命令を受けた⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず出産した

【支給額】左表のとおり

【支給額(月額)】

| 対象児童 | 全部支給 | 一部支給 |
|-------|---------|----------------|
| 1人目 | 43,160円 | 43,150～10,180円 |
| 2人目 | 10,190円 | 10,180～5,100円 |
| 3人目以降 | 6,110円 | 6,100～3,060円 |

ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、その福祉の増進を図るための制度です。 ☎次の(1)(2)のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり)(1)児童扶養手当受給資格者(前記①～⑦に該当する人

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)



市ホームページ

子ども支援課 ☎775-5120・☎774-5342

低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。出生などを除き、すでにひとり親世帯分の給付金を受け取っている人は受け取ることはできません。 ※税が未申告の場合は、支給対象にならない可能性があります。申告が済んでいない人は申告してください。 ☎令和3年度分の住民税均等割が非課税で、次の①～⑤のいずれかに該当する人①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者②令和3年4月1日～令和4年2月28日に出生、または新たに児童を養育して児童手当の認定を受けた(国内転入などを除く)③令和3年5月～令和4年3月分の特別児童扶養手当の認定を受けた④令和3年3月末時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童だけを養育しているまたは令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育した⑤公務員で令和3年4月分の児童手当受給者 ※DV被害で避難している人は子ども支援課に相談してください。 【支給額】対象児童1人につき5万円 【支給日】審査終了後、随時 申①～③/申請不要 ④⑤/申請書(子ども支援課にある。市ホームページからダウンロード可)に記入し必要書類を添付して、直接または郵送で子ども支援課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※①～⑤のいずれかに該当する新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税相当と認められる人も対象となります。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

国保・後期高齢者医療 傷病手当金の期間延長

保険年金課(国保給付担当) ☎78216481
 (高齢者医療担当) ☎77515125
 ☎77519827

市国民健康保険(国保)または県後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加入者で、給与の支払いを受けて

【おわびと訂正】『広報あげお』6月号12ページ「財政事情を公表」の記事中、市有財産の状況で建物の数値に誤りがありました。おわびして訂正します。【誤】376,589→【正】376,721 【誤】382,860→【正】382,992

いる被保険者が新型コロナウイルスに感染して、仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間が、9月30日(木)まで延長されました。

後期高齢者医療保険料額納入通知書を7月中旬に郵送

保険年金課 077555125
 (高齢者医療担当) 077519827

後期高齢者医療保険料は、毎年、住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の所得に応じて算定します(本算定)。令和3年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者に賦課されます。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。保険料率は、2年ごとに改定があり、令和2・3年度の埼玉県保険料率は、均等割額(年額)4万1,700円、所得割率7.96%です。年間の保険料の限度額は64万円です。令和2年度の均等割額が7.75割軽減となっていた人は7割軽減に変わります。



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

保険年金課(国保資格・課税) 0782-6471・0775-9827
 (後期高齢者医療) 0775-5125・0775-9827

新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の世帯主(主たる生計維持者)が次の①②に該当する世帯①新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病(ICUに入院した、またはECMO・人工呼吸器を使用した)を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少が見込まれる、次の(1)~(3)の全てに該当する(1)事業・不動産・山林・給与収入のうち、いずれかの収入額が、前年(令和2年)に比べて10分の3以上減少する見込み(2)前年の所得の合計額が1,000万円以下(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 ※解雇や雇い止めなどにより、非自発的の失業者に係る軽減制度の対象となる場合には、今回の減免と併用して適用できない場合があります。

【減免対象】令和3年度分、納期限が4月1日~令和4年3月31日に設定されている(年金天引きの場合には年金の支払日)保険税・料 ※②に該当する場合の減免額は、減免対象保険税・料額(A×B÷C)に減免割合をかけた金額です(下図参照)。【減免割合】下表のとおり

【図】

- A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税・料額
- B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額
- C : 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

【表】

| 主たる生計維持者の前年合計所得金額 | 減免割合 |
|-------------------|--------|
| 300万円以下 | 10分の10 |
| 400万円以下 | 10分の8 |
| 550万円以下 | 10分の6 |
| 750万円以下 | 10分の4 |
| 1000万円以下 | 10分の2 |

※主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じて決まります。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額に関わらず、減免対象保険税・料額の全部となります。

【添付書類】①医師による死亡診断書、または診断書等の写し②収入減少の根拠になる収入の分かる物(給与明細書、預金通帳、帳簿など)の写し、廃業等届出書や離職証明書など(新型コロナウイルス感染症の影響で事業の廃業や失業をした場合)、確定申告書類の控えの写し 申減免申請書、減免に係る申告書(国保だけ)、収入状況報告書(後期だけ)に必要な事項を記入し、添付書類を用意して郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※減免の対象となる世帯は、7月中旬に郵送する国民健康保険税納税通知書・後期高齢者医療保険料額納入通知書が届いてから、保険年金課に減免申請に係る書類を請求してください(市ホームページからダウンロード可)。 ※申請は、令和2年分の確定申告が済んでいる必要があるため、申告を行ってください。 ※不明な場合は保険年金課に相談し、納期限までに申請してください。

あげおくらしのガイドの誤植

広報広聴課 ☎77514918
☎77618873

5月中に配布した『あげおくらしのガイド2021・22』に誤植がありました。おわびして訂正します。

●88ページ 平方幼稚園の注記に「※令和4年3月末に閉園します。」と令和3年4月発行日時点で議会で継続審査中の内容を誤記載

後期高齢者医療制度 新保険証を7月下旬に郵送

保険年金課 ☎77551255
(高齢者医療担当) ☎77519827

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(日)に更新のため、新しい保険証を7月下旬までに、簡易書留で郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、8月1日現在の世帯状況と令和2年中の所得から算出する令和3年度の市・県民税課税所得額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割負担)

でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ個別に通知します。

【表1】自己負担の割合を判定する住民税課税所得の基準

| 令和3年度住民税課税所得 | 自己負担の割合 |
|------------------------|-----------------|
| 同じ世帯の被保険者全員が145万円未満 | 1割 |
| 同じ世帯の被保険者のいずれかが145万円以上 | 3割 (現役並み所得者) |

※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表2】後期高齢者医療制度・自己負担の割合の再判定基準

| 世帯の状況 | 収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計) | 自己負担の割合 |
|--------------------------------|-------------------------------|---------|
| 被保険者が2人以上 | 被保険者の収入額合計が520万円未満 | 1割 |
| 被保険者が1人 | 383万円未満 | |
| 被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる) | 他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満 | |

健康プラザわくわくランドの 指定管理者を募集

西貝塚環境センター ☎78119141
☎78119166

現在の指定管理期間(5年間)が、令和4年3月31日(木)で終了します。令和4年4月1日(金)から令和9年3月31日(金)までの施設の管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。

■申請書(市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入して、8月23日(月)~27日(金)に直接、西貝塚環境センターへ ※詳しくは7月8日(木)から市ホームページに掲載する、募集要項をご覧ください。

戸崎公園の指定管理者を募集

みどり公園課 ☎7758129
☎77519906

戸崎公園は、18ホールのパークゴルフ施設をメインとした都市公園です。現在の指定管理期間(2年10カ月間)が、令和4年3月31日(木)で終了します。令和4年4月1日(金)から令和9年3月31日(金)までの施設の管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。

■申請書(市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入して、8月24日(火)~27日(金)に直接、みどり公園課へ ※詳しく

は7月1日(木)から市ホームページに掲載する、募集要項をご覧ください。

第一生命保険(株)と 包括連携協定を締結

行政経営課 ☎775-3963
☎776-8873

5月11日に第一生命保険(株)と包括連携協定を締結しました。今後、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進していきます。



第一生命保険(株)坂口大宮支社長(左)と畠山市長



市長通信



充電式小型家電の分別にご協力を

昨年10月、西貝塚環境センターの粗大ごみ処理施設において、不燃ごみと一緒に出された充電式小型家電の発火が原因と考えられる火災が発生しました。私も現地へ赴き被害の大きさを目の当たりにしました。

現在、復旧に向けた改修工事を進めており、ようやく7月末には再稼働の見込みとなりました。施設周辺の方々をはじめ市民の皆様には大変なご心配とご迷惑をお掛けいたしました。この間、伊奈町や加須市に不燃ごみの受け入れにご協力をいただきとともに、民間事業者も活用することで収集に影響が出ないよう努めてまいりました。

市では二度とこのような火災を起こさないため、高精度の熱源探知機や散水ノズルの設置、燃えにくいコンベヤベルトに交換するなどの対策を講じています。

とはいえ、このような技術的な対策だけでは決して十分ではありません。

分別が必要な充電式小型家電の例



これまで充電式小型家電を廃棄する際は、市役所や支所などの公共施設に設置した「小型家電回収ボックス」に出していただくようお願いしてきました。この回収方法に加え7月からは、市民の皆様のご利便も考慮して、地域の集積所でも月1回「金属・陶器の日」に回収することといたしました。

しかし、その際は、火災発生リスクがある充電式小型家電を他のごみと分別して透明な袋に入れてお出し頂くようお願いいたします。こうすることで、粗大ごみ処理施設にそのまま投入されることを未然に防ぐことができます。

日常生活に欠かすことのできない大切な施設を守り、安全に稼働させ続けるためには皆様の一層のご協力が欠かせません。

何かとご面倒かとは思いますが、ご協力を切にお願いいたします。

市長 山岡 稔

埼玉県警察からのお知らせ



東京2020大会の安全・安心な開催に向けて



上尾警察署 ☎・FAX773-0110

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と聖火リレーの開催に伴い、警察では各会場を中心とする県内全域で警戒警備を強化します。安心・安全な大会を実現するため、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

テロの未然防止にご協力を

世界的注目が集まるオリンピックなどは、テロの標的となる可能性があります。

警察では日頃から民間事業者・行政機関などと連携しながらさまざまなテロ対策を推進していますが、テロを未然に防ぐためには地域住民の皆さんの協力（監視の目）が欠かせません。「見慣れない車が長時間駐車している」「電車内に不審な荷物が放置されている」など、身近な場所で不審な物（者）に気付いた時は、迷わず警察または施設管理者などに通報してください。

ドローンなどの飛行を禁止

東京2020大会と同聖火リレーの開催に併せて、競技会場、聖火リレールートなどの周辺では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別措置法に基づき、ドローンなどの飛行が一時的に禁止されます。軽量モデルの「トイドローン」も規制対象になるので、禁止場所で飛ばさないでください。



県警察 ホームページ



NO DRONES

交通混雑緩和にご協力を

東京2020大会期間中は、通常時の交通量に選手などを輸送する大会関係車両が加わることで、一部の高速道路や会場周辺を中心に激しい交通渋滞が予想されます。

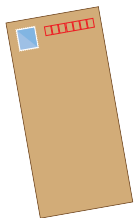
- ご協力をお願いします
- 計画的な休暇の取得
 - テレワーク
 - 時差出勤
 - 混雑ルートと時間の回避

介護保険負担限度額認定の更新申請

高齡介護課 ☎77516473

FAX 77618872

介護保険負担限度額認定の対象となる人は、介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、食費と居住費の負担が軽減されます。現在認定を受けている人は、7月31日(土)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する場合は、再度申請が必要です。※申請日を含む月の1日から適用になります。【重要】介護認定・要支援認定のある人で所得要件などの条件にあてはまる人※令和3年度制度改正により令和3年8月から対象となる人の所得要件などの条件が変更されますので詳しくは更新申請案内をご確認ください。【申請】申請書に必要事項を記入して、関係書類を添えて、郵送で高齡介護課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※対象者(令和2年8月～令和3年6月に認定を受けている人)には、7月上旬までに更新申請案内と申請書を郵送します。



65歳以上の人に 介護保険料納入通知書を郵送

高齡介護課 ☎775-5127
FAX 776-8872

65歳以上(第1号被保険者)の人に「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給している人は、原則として年金天引きとなります。※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齡介護課に相談してください。なお40～64歳の人(第2号被保険者)は、加入している健康保険の保険料(税)と一緒に納めることになっています。詳しくは下表を参照してください。

【介護保険料の納付方法】

| 第1号被保険者 (65歳以上) | 第2号被保険者 (40～64歳) |
|---------------------|---------------------|
| 年金天引き・口座振替・納付書による納付 | 健康保険料(税)と合わせて納付 |

※第1号被保険者は高齡介護課へ、第2号被保険者は加入している健康保険組合へ問い合わせてください。



■介護保険料Q & A

Q 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が保険料を納めることになっています。皆さんが負担する保険料は、介護保険事業を運営する大切な財源です。介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用するためにも保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると、介護サービス利用時に給付を制限することがあるので注意してください。

Q 介護保険料はどのように決定されますか？

A 介護保険料は、前年の本人の所得や世帯の市民税課税状況により決定しています。※詳しくは、介護保険料納入通知書または同封のしおりをご覧ください。

Q 年度の途中で介護保険料が上がる(下がる)のはなぜですか？

A 年金天引きの場合、年6回(偶数月)の納付ですが、当該年度の介護保険料(年額)の決定が7月のため、原則として前半の3回(4・6・8月)は前年度の2月と同額が「仮徴収額」となります。7月に介護保険料(年額)が決定した後、納付済みの「仮徴収額」を差し引いた、残りの介護保険料を後半の3回(10・12月・翌年2月)もしくは4回(8・10・12・翌年2月)で調整します。そのため、前年度に比べて介護保険料(年額)が変更となった人などは、当該年度の前半と後半で年金天引き額が異なる場合があります。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と異なるので、注意してください。

介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 ☎77516473

☎77618872

要支援・要介護認定等を受けている人に、8月以降の介護保険負担割合証(うぐいす色)を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合が記載されているので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ず提示してください。【負担割合】3割負担/本人の合計所得金額が20万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で43万円以上の人 2割負担/次の①②のいずれかに該当する人①本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で340万円以上②本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上340万円未満、65歳以上の人が2人以上いる世帯で340万円以上463万円未満 1割負担/次の①②③④のいずれかに該当する人①40歳以上65歳未満②市民税非課税③生活保護受給者④3割・2割負担以外

令和3～5年度の介護保険料の見直し



高齢介護課 ☎775-5127 ☎776-8872

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料基準額が67,200円(年額)となり、各段階の保険料を下表のとおり改定しました。これは、高齢者数の増加に伴う介護給付費の増加に加え、介護従事者の処遇改善の確保などを踏まえた報酬改定が全国的に行われたことによるものです。市では、介護保険給付費等準備基金の取り崩しを行い、月額356円の保険料の上昇抑制を図りました。※40～64歳の人(第2号被保険者)が負担する保険料は、加入している医療保険の保険者(国民健康保険など)に納付します。具体的な保険料の額や決め方は医療保険者ごとに異なりますので、詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。

| 変更前(令和2年度) | | 変更後(令和3～5年度) | | |
|------------|---------|--------------|-------------|------------------------------------------------------|
| 段階 | 保険料(円) | 段階 | 保険料(円) | 基準 |
| 第1段階 | 17,600 | 第1段階 | (※1) 20,200 | 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 |
| 第2段階 | 24,600 | 第2段階 | (※1) 28,200 | 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額(※2)から公的年金に係る雑所得を控除した額が右の額 |
| 第3段階 | 41,100 | 第3段階 | (※1) 47,100 | |
| 第4段階 | 48,700 | 第4段階 | 55,800 | |
| 第5段階 | 58,700 | 第5段階 | 67,200 | 本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる |
| 第6段階 | 66,300 | 第6段階 | 76,000 | |
| 第7段階 | 73,300 | 第7段階 | 84,000 | 本人が市民税課税で、合計所得金額(※2)が右の額 |
| 第8段階 | 88,000 | 第8段階 | 100,900 | |
| 第9段階 | 99,700 | 第9段階 | 114,300 | |
| 第10段階 | 108,500 | 第10段階 | 124,400 | |
| 第11段階 | 117,300 | 第11段階 | 134,500 | |

※1 市民税非課税世帯を対象に、公費負担により介護保険料を軽減しています。

※2 合計所得金額は、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、「給与所得金額または公的年金等所得の合計金額」から10万円を控除した後の金額です。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持ち持ち物
 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

保険年金課 07755137

077519827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」を申請してください。

■保険料免除制度

保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。①～⑦のいずれかに該当する人(学生を除く)①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦(夫)で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている⑦矯正施設に入所している

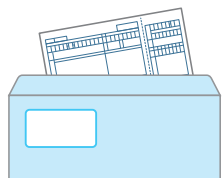
■納付猶予制度

50歳未満で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または前記の②～⑦に該当する人

■共通事項

【承認の効果】(1)承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な資格期間に含まれる(2)障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる ※保険料の一部を免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は「未納期間」になります。(3)年金額に一部反映される ※納付猶予制度は、年金額への反映はありません。【申請できる期間】申請日の2年1カ月前から令和4年6月分まで ④マイナンバーカード(またはマイナンバー)の分かる物と自動車運転免許証などの本人確認ができる物)、年金手帳、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合) ⑤直接、保険年金課または各支所・出張所へ ※継続審査の対象者でない人は、毎年申請が必要です。

●追納 承認期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます。 ※3年度目を経過した期間の追納には加算金が付きます。 ⑥直接、保険年金課へ



新型コロナウイルス感染症に伴う国民年金保険料免除

保険年金課 07755137

077519827

大宮年金事務所 065213399
ねんきん加入者ダイヤル 057000031004

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した人は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。①②③の全てに該当し、失業や事業の休止などに準ずる者と認められる人④令和2年2月以降に、感染症の影響で収入が減少⑤令和2年または令和3年中の所得見込額が一定額以下 ※学生納付特例についても、同様の制度があります。詳しくは、保険年金課または大宮年金事務所へ問い合わせてください。【申請対象期間】令和2年2月～令和4年6月分 ④マイナンバーカード(またはマイナンバー)の分かる物と自動車運転免許証などの本人確認ができる物)、年金手帳、所得見込額の内容を明らかにできる物 ⑤保険年金課または大宮年金事務所へ



市政相談委員制度

広報広聴課 077514918

077618873

この制度は、市政相談委員が市政に対する苦情に対し、公正・中立的な立場で処理するものです。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。①市政に対する苦情(原因となった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 ②苦情申立書(広報広聴課、市役所1階総合案内、各支所・出張所、主な公共施設)にある。市ホームページからダウンロードも)に必要な事項を記入して、直接または郵送で広報広聴課〒362-8501本町3-1-1)または直接、各支所・出張所へ

市長へのはがき

広報広聴課 077514918

077618873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、「市長へのはがき制度」を実施し、昨年度は、514件の貴重な意見をいただきました。意見などの内訳は、健康・福祉・医療関係143件、教育・文化・スポーツ関係83件、環境・安全・みどり関係72件、まちづくり・基盤整備関係37



任期満了に伴う上尾市長選挙の選挙期などが決まったので、お知らせします。**【選挙期日】**11月28日(日)
【告示日】11月21日(日)
●立候補予定者説明会 時9月7日(火)14時～ 所市役所7階大会議室
☑立候補届け出の手続きなど **☒**立候補予定者 ※出席者は、2人(本人を含む)までです。

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689 ☎775-9819

**上尾市長選挙
投・開票日は11月28日(日)**

件、行財政・窓口接遇関係34件、保険・年金・税・証明関係8件、産業・経済関係6件、救急・消防関係3件、その他127件でした。今年度からは、「市長への政策提言制度」と「市政への問い合わせ制度」に改め、より速やかな回答に努めています。よりよい市政運営のために、市民の皆さんの声をお聞かせください。

事業者を応援!

中小企業サポート



上尾商工会議所
ホームページ

専門家相談(訪問型)

上尾中小企業サポートセンター ☎779-2520・☎779-2521

業種を問わず、あらゆる事業の悩みに対し、専門家が企業を訪問し、課題の発見から解決策の提案、改善活動まで何度でも無料で相談に応じ、寄り添いながら徹底的にサポートします(窓口相談も可)。

☑上尾商工会議所(二ツ宮750) ☑下表のとおり ☑電話(平日だけ)で上尾中小企業サポートセンターへ

| 項目 | 内容 |
|--------|---------------------------------------------------|
| 経営総合相談 | 頑張る事業者サポート補助金、持続化補助金、経営革新計画、事業展開、新サービス、資金繰りなど経営全般 |
| 販売促進相談 | POPデザイン、チラシ・ホームページ作成、販路拡大、SNS活用、顧客開拓など |
| IT活用相談 | 決済・会計IT化推進事業補助金、IT導入補助金、オンラインサービス、テレワークなど |
| 労務相談 | 雇用調整助成金、就業規則改定(テレワーク対応など)、労務管理、人材育成など |
| その他 | ものづくり企業販路開拓支援事業補助金、現場改善、事業承継、事業継続力強化計画、BCP策定など |

よろず支援拠点出張相談会(窓口型)

県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248

コロナ禍の各種支援策の他、売上回復、事業展開などの経営課題について、専門家が無料で相談に応じます。☑埼玉県感染防止対策協力金、月次支援金、頑張る事業者サポート補助金、経営革新計画、資金繰り、顧客増加、新サービス、IT活用など経営全般 ☑電話(平日だけ)で県よろず支援拠点事務局へ

| とき | ところ |
|------|------------|
| 7/7 | 県央地域振興センター |
| 7/21 | (南239-1) |
| 7/14 | 上尾商工会議所 |
| 7/28 | (二ツ宮750) |

※いずれも(水)9～17時(1回60～90分)

頑張る事業者サポート補助金

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☑申請日の6カ月以上前から、市内で事業を継続して営んでいる中小・小規模事業者(個人事業者を含む) **【対象事業】**コロナ禍における事業の継続や経営課題の解決に向けた積極的な取り組みを計画的に実施し、次の①～③の全てに該当する事業①市が指定する専門家に相談している②申請中または令和2年4月7日以降に承認された経営革新計画に基づいた取り組み③令和4年2月28日(月)までに実施し完了する **【補助金額】**上限50万円(対象経費の2/3) ※実施する取り組みが審査の結果、「地域課題解決事業」に認定された場合、上限80万円(対象経費の4/5)に増額します。 ※先着順で受け付けし、申請額が予算額に達した時点で締め切ります。☑7月30日(金)までに申請書(商工課、市役所1階にある。市ホームページからダウンロードも可)に記入し、必要書類を添付して直接、商工課へ ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

令和4年4月採用予定

市職員を募集

【試験内容】

面接試験の他、活字印刷文による教養試験・専門試験(職種による)・適性検査を行います。

【第1次試験日(面接試験)】

8月19日(木)~21日(土) ※日時は申込締切後、個別にお知らせします。合格者には第2次試験として9月19日(日)に筆記試験を行います。高等学校卒業見込者は、試験日程などが異なるので受験案内で確認してください。

【申込方法】

8月2日(月)17時までに、市ホームページから電子申請 ※電子申請が困難な場合は、7月21日(水)までに職員課に連絡してください。 ※受験資格など詳しくは、受験案内(職員課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)をご覧ください。 消防士、学校給食調理員は申し込み方法などが異なりますので市ホームページで確認してください。

職員課 ☎775-5112
☎775-9819

【職種・採用予定人数】

| 職種 | 人数 |
|-----------|-------|
| 一般事務 | 10人程度 |
| 一般事務(障害者) | |
| 土木 | 3人程度 |
| 建築 | 2人程度 |
| 電気 | 1人程度 |
| 化学 | 1人程度 |
| 精神保健福祉士 | 1人程度 |
| 保育士 | 1人程度 |
| 看護師 | 1人程度 |
| 消防士 | 6人程度 |
| 学校給食調理員 | 2人程度 |

特定保健指導の利用

保険年金課 ☎78216494
(国保管理・保健担当) ☎7759827

特定健診を受けた結果、特定保健指導の対象となった人に「特定保健指導利用券」を郵送します。特定保健指導では、生活習慣病にかかる危険度に応じて、医師・保健師・管理

栄養士などと一緒に自分の生活に見合った目標を立て、生活習慣の改善に取り組みます。利用券が届いたら、特定保健指導に申し込み、健康について一緒に考えましょう。



2021▶2022

あげお市民セレクションが決定



認定マーク

市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

5月8日、アリオ上尾で「あげお市民セレクション選考会」を行いました。30人の市民選考委員に選ばれた「2021-2022あげお市民セレクション」は、エムズ水楽園ファーム(株)の「フルーツマト ポモ・ロッサ」、石川煎餅店の「炭火本手焼 石川せんべい」、駿河屋の「上尾さぶれ」です。「あげお市民セレクション」の3品は「あげお お土産・観光センター」で購入できます。



表彰式



フルーツマト ポモ・ロッサ
※12月末~5月の期間限定商品



炭火本手焼 石川せんべい



上尾さぶれ

Web版 上尾市洪水ハザードマップを公開

危機管理防災課
☎775-5140・☎775-9927

市内を流れる河川の洪水浸水想定区域が修正されたことに伴い、令和3年度に『上尾市災害ハザードマップ』を改定します。それに先駆け、7月1日(木)から、市ホームページにWeb版上尾市洪水ハザードマップを公開しました。冊子は、令和3年度末に全戸配布を予定しています。出水期への備えとして、家庭、職場、地域などで活用してください。



市ホームページ

警戒レベル 4 避難指示で必ず避難

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

令和元年東日本台風での被害を踏まえ、市町村が出す避難情報の名称が変更されました。

| | | | | |
|-------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高 ↑ 危険度 ↓ 低 | 5 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 【上尾市】 | これまでの避難情報等 災害発生情報 ・避難指示(緊急) ・避難勧告 避難準備・ 高齢者等避難開始 大雨・洪水注意報 【気象庁】 早期注意情報 【気象庁】 |
| | ～(警戒レベル4までに必ず避難！)～ | | | |
| | 4 | 危険な場所から全 員避難 | 避難指示 【上尾市】 | |
| | 3 | 危険な場所から高 齢者等は避難 | 高齢者等避難 【上尾市】 | |
| | 2 | 自らの避難行動を 確認 | 大雨・洪水注意報 【気象庁】 | |
| 1 | 災害への心構えを 高める | 早期注意情報 【気象庁】 | | |

**警戒レベル5
緊急安全確保**
すでに命が危険な状況です。直ちに安全の確保をしてください。

**警戒レベル4
避難指示**
危険な場所から全員避難してください。

**警戒レベル3
高齢者等避難**
避難に時間のかかる高齢者や障害がある人は危険な場所から避難してください。

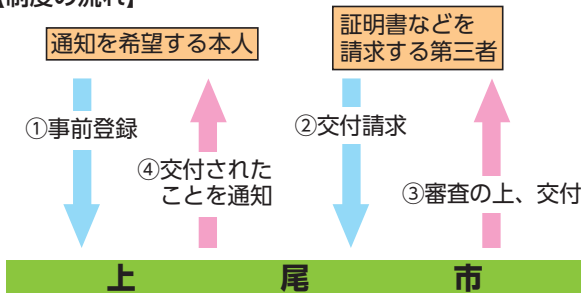
本人通知制度

～不正取得を防止するために～

市民課 ☎775-5128・☎775-9827

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人に交付年月日、種類、交付通数、交付請求者の種別を郵送でお知らせします。登録をすることで、身元調査など人権侵害の未然防止や委任状の偽造・不正取得の抑止につながります。☑住民基本台帳に登録されているか、戸籍に記載されている人 甲申請書(市民課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、本人確認ができる物を用意して直接、市民課(〒362-8501本町3-1-1)または各支所・出張所へ ※郵送(市民課に限る)の場合は、本人確認ができる物の写しを同封してください。

【制度の流れ】



金婚・ダイヤモンド婚の
顕彰状と記念品を贈呈

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫婦を祝福し、顕彰状と記念品を贈呈します。※式典は開催しません。顕彰状と記念品は10月下旬頃に郵送します。☑4月1日から届出書を提出する日まで、夫婦共に引き続き市内に住所があり次の①②のいずれかに該当する夫婦①金婚/昭和46年中に結婚した ②ダイヤモンド婚/昭和36年中に結婚した ※結婚記念日(入籍日、結婚式など)としている日付が対象年中であれば可。証明書などは不要です。※過去に対象となっていて、まだ届け出をしていない夫婦も対象です。甲「金婚・ダイヤモンド婚事業対象者届出書」(高齢介護課、各支所・出張所にある)に必要事項を記入して、8月6日(金)まで(必着)に直接か郵送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)または直接、各支所・出張所へ

限度額適用認定証の申請

保険年金課(給付) ☎782-6481
 (高齢者医療) ☎775-5125
 ☎775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代などの自費負担額を除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までになります。 ※限度額は世帯の所得状況に応じて異なります。

国民健康保険加入者 ▶

☑ 次の①②のいずれかの人①70歳未満②70歳以上で、住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分 ☑ 来庁者の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証兼高齢受給者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。支所・出張所で、申請・交付はできません。

更新手続き

既に認定証を持っている人は、認定証の有効期限が7月31日(土)です。更新手続きは7月1日(木)から受け付けます。 ※現在認定証を持っていない人で必要な人は、随時受け付けていますので、事前に保険年金課で交付申請をしてください。

後期高齢者医療制度加入者 ▶

☑ 住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分の人 ※事前に電話で対象者か確認することができます。 ☑ 来庁者と被保険者本人の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、本人のマイナンバーが分かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証が限度額適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※同一世帯内に未申告の人がいる場合は申請できません。支所・出張所で、申請・交付はできません。

更新手続き

認定証は毎年8月1日に更新となります。既に発行され、交付要件を満たす人には新しい認定証を7月下旬に郵送します。

【限度額適用認定証を提示した場合の自己負担限度額】

(70歳未満)

| 区分※1 | 限度額 | 入院時食事代(1食当) |
|---------------------|--------------------------------|-------------|
| 所得901万円超 | 252,600円 +(医療費-842,000円)×1% | 460円※2 |
| 所得600万円超 901万円以下 | 167,400円 +(医療費-558,000円)×1% | |
| 所得210万円超 600万円以下 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% | |
| 所得210万円以下 | 57,600円 | |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 210円※3 |

(70歳以上と後期高齢者医療制度加入者)

| 区分 | 外来限度額 | 入院限度額 | 入院時食事代(1食当) |
|----------------------------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 現役並みⅢ 課税所得690万円以上 (認定証は不要) | 252,600円 +(医療費-842,000円)×1% | | 460円※2 |
| 現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満 | 167,400円 +(医療費-558,000円)×1% | | |
| 現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満 | 80,100円 +(医療費-267,000円)×1% | | |
| 一般 課税所得145万円未満等 (認定証は不要) | 18,000円 | 57,600円 | |
| 低所得者Ⅱ※4 | 8,000円 | 24,600円 | 210円※3 |
| 低所得者Ⅰ※5 | | 15,000円 | 100円 |

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※2 住民税非課税世帯に属する人は限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかった場合、食事代が460円となります。

※3 「住民税非課税世帯」または「低所得者Ⅱ」の世帯に属していた期間の入院日数が90日を超えた後の食事代については、申請により160円になる場合があります。

※4 (国保)同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。(後期)同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者Ⅰ以外の人。

※5 (国保)同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除に加え10万円を控除した額)である世帯の人。

(後期)同じ世帯の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除に加え10万円を控除した額)である世帯の人。

東京2020 オリンピック・パラリンピック

上尾市スポーツ振興課 ☎781-8112・FAX775-6608

✉s725700@city.ageo.lg.jp

桶川市スポーツ振興課(聖火リレーの交通規制) ☎788-4972

東京2020オリンピック聖火リレーの交通規制にご協力を

東京2020オリンピック聖火リレーが7月8日(木)に上尾市を通過します。ルートは桶川市の中山道パーキングを17時26分にスタートした後、旧中山道を南下して、北上尾駅入口交差点へ17時53分にゴールを予定しています。また16時30分頃～18時30分頃の間、ルート上や周辺道路が規制されます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

沿道での 5つのお願い

① マスクを着用しましょう

② 沿道での密集を避け、お互いが譲り合い、できるだけ周りとの距離を保ちましょう

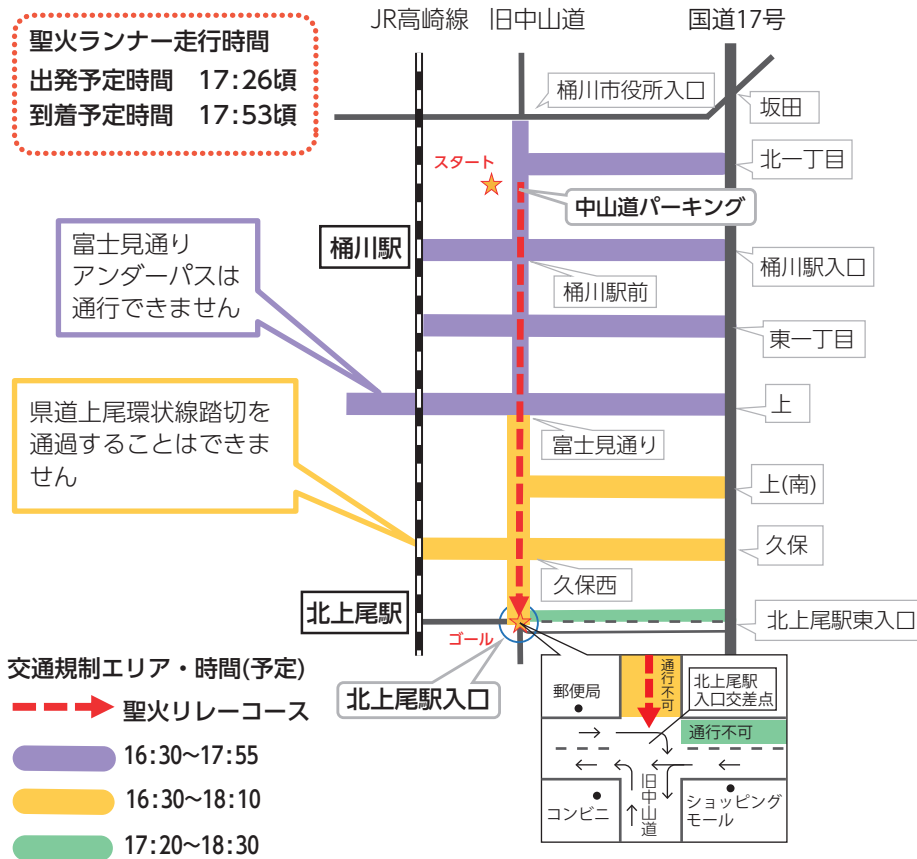
③ 聖火ランナーを応援するときは声援ではなく拍手で応援しましょう

④ ルート上に身を乗り出しているの応援は危険ですので、やめましょう。現場の警察官や警備員の誘導に従いましょう

⑤ 発熱や風邪の症状がある場合や体調が優れない場合は、不要不急の外出を控えましょう

自宅で応援!!

インターネットでライブ中継を行います。ぜひ、ご覧ください。



パラスポーツ競技体験イベント

東京2020パラリンピック開催に合わせてパラスポーツ競技体験イベントを開催します。パラスポーツの楽しさや難しさを体験してみませんか。当日はゲストも参加予定です。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。☎8月19日(木) 所市民体育館 定80人(屋外は定員なし) 申7月1日(木)～23日(祝)に申込書(スポーツ振興課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して直接か郵送またはファクス、メールでスポーツ振興課(〒362-8501本町3-1-1)へ

東京2020パラリンピック聖火が上尾市に!

東京2020パラリンピック競技大会へつなぐ埼玉のパラリンピック聖火を市内3カ所で展示します。パラリンピックを応援する人の熱意が一つに集まった聖火をぜひご覧ください。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。☎8月19日(木)11～19時 所市役所、市民体育館、JR上尾駅自由通路